

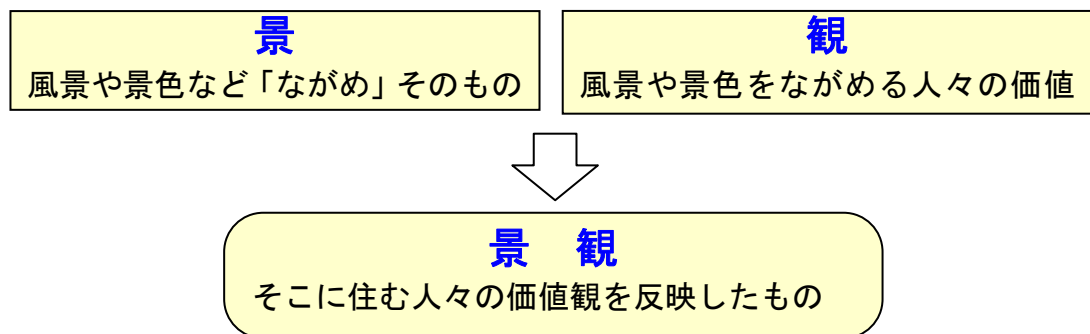
はじめに

1 景観とは

景観とは、建物やまちなみ、道路、木々の緑など、私たちが日頃目にしているまちの様子であり、「風景」と呼んでいるもののことで、人々の価値観を反映したものです。それぞれの土地の歴史や文化、風土、自然を背景に特有の景観が生まれます。

美しい、優れた「景観」は、都市全体のイメージを向上させ、住み続けたいと思う気持ちが高まるなど、市民のまちへの愛着を育みます。

また、まちの魅力が高まることで、そこに訪れる人々が増え、地域社会の活性化にもつながります。この景観は、短期間に完成されるものではなく、永い時間の流れの中で、人々が守り、育てることによって、徐々に作りあげられるものです。



2 景観づくりの必要性

これまでのまちづくりは、急速な都市化に対応するための道路や下水道といった都市基盤や生活環境の機能的な側面の充実に重点が置かれてきましたが、近年は、“ゆとり”や“うるおい”といった身近な生活の質を高めることに関心が向けられ、まちづくりにおける景観づくりが重要な課題となっています。

どんなまちにも誇るべき景色や歴史、文化が隠れています。このようなまちの表情ともいえる景観を見出して、時間の経過とともに暮らしの深い味わいが感じられるような“誇りや愛着がもてる景観”として守り育てるとともに、まちの表情を豊かにする魅力のある景観を創造して、次世代に手渡していくことが私たちの責務です。

3 新座市景観づくりビジョンの策定の趣旨

3-1 背景

(1) 景観法の制定

国においては、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」や「観光立国行動計画」が定められるなど、良好な景観形成が国政の重要課題として位置付けられるとともに、景観に関する我が国で初めての総合的な法律である景観法が平成16年12月に施行されました。これまで、景観に関する自主条例が全国約500の地方自治体で制定されてきましたが、自主条例のため指導・勧告等の行政指導に限界がありました。

そこで、景観法では、景観を整備・保全するための基本理念や国民・事業者・

行政の責務が明確化されるとともに、次のとおり景観形成のための行為規制を行う仕組みや景観形成のための支援措置が創設されました。

① 景観形成の理念（景観法第2条要約）

- ア 良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産である。
- イ 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下に、これらが調和した土地利用がなされる必要がある。
- ウ 地域の個性を伸ばすよう多用な景観形成が図られなければならない。
- エ 景観形成は、観光や地域活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働により進められなければならない。
- オ 景観形成は、良好な景観形成の保全のみならず、新たな創出も含むものである。

② 景観行政団体による景観計画の策定

- ア 県・政令指定都市・中核市は、自動的に景観行政団体になります。その他の市町村は、都道府県との協議・同意により、景観行政団体になることができます。
- イ 景観行政団体は、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある区域（景観計画区域）において、景観計画を定めることができます。

③ 行為の規制

- ア 景観計画区域内における建築物の建築等について、届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行います。
- イ 建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより、変更命令が可能です。
- ウ 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地域について、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などの必要な規制を「景観地区」として指定できます。（必須事項：建築物のデザイン・色彩の制限、選択事項：建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限）

④ その他の仕組み

- ア 景観上重要な建築物・工作物・樹木について、景観重要建造物・景観重要樹木として指定でき、現状変更の規制等により積極的な保全を図ることができます。
- イ 道路、河川、都市公園等の景観上重要な公共施設を、景観重要公共施設として景観計画に位置付けて、公共施設の整備を行うことになります。例えば、景観計画に位置付けられた景観重要道路を、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定し、その整備が促進されます。
- ウ 景観行政団体になった市町村は、屋外広告物条例を定めることができます。

(2) 観光都市にいざビジョン

本市では首都近郊にありながら、緑豊かで野火止用水や平林寺などの歴史的文化資産も多く残っているという市の特性を生かし、市全域を観光都市として発展させ、地域再生を推進することを目的として、平成16年に地域再生計画「観光

都市にいざ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり」を策定し、国の認定を受けました。そして、観光都市にいざづくりの指針となる「観光都市にいざビジョン」及びその実施計画である「観光都市にいざづくりアクションプラン」を策定し、本ビジョン等に基づき、まちづくりの柱の1つとして、「住んでよし・訪れてよし」と多くの人たちに共感していただけるような観光都市にいざづくりを進めています。

今後、観光都市にいざづくりを進める上で、景観づくりの視点が不可欠で重要な要素となります。

(3) 重要文化的景観保護制度

景観法の制定に伴い文化財保護法が改正され、重要文化的景観保護制度が創設されました。都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち、文化財としての価値に照らし、特に重要なものを「重要文化的景観」として国が選定できることになりました。

市では、歴史的文化資産である野火止用水を中心とする景観を重要文化的景観と捉え、将来にわたり保存していくために、重要文化的景観の選定に向け、現在野火止用水文化的景観保存計画の策定に向けた取組を行っています。

3-2 新座市における景観づくりへの取組

市では、武蔵野の面影を残す緑豊かな自然環境やまちなみなどを生かした良好な景観づくりを総合的、計画的に推進するため、基礎的調査や市民参加のワークショップによる景観づくりに向けた検討を進めてきました。

○ 平成14年度 基礎的調査を実施し、以下について検討（新座市景観形成基本計画報告書）

- ・ 景観形成の考え方
- ・ 景観特性
- ・ 景観形成の方向性

○ 平成15～16年度 ワークショップ

- ・ 計画策定や方策検討のための基礎的な資料の作成
- ・ 新座市の景観の良さ（特性）、問題点の抽出
- ・ 景観マップづくり
- ・ 市民・事業者・市の役割や今後の取組の検討



ワークショップ

3-3 ビジョン策定の趣旨

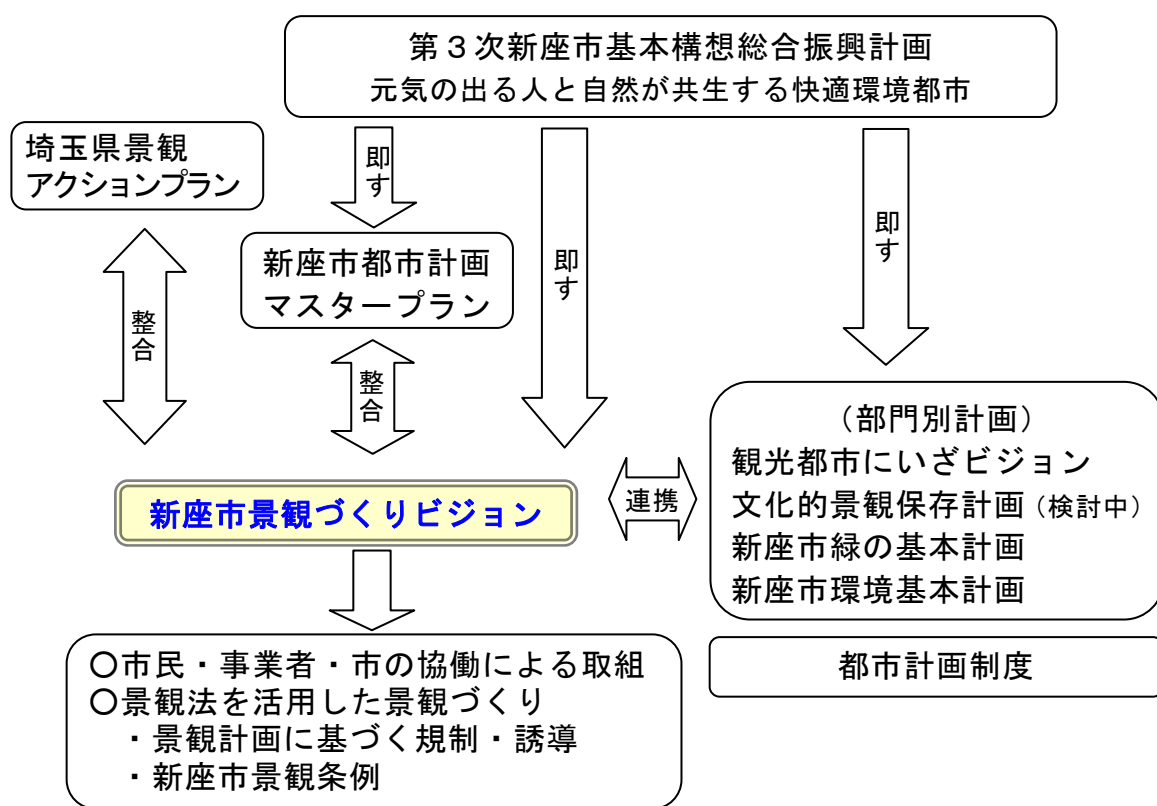
本市は、武蔵野の面影を残す緑豊かな自然環境に恵まれた首都近郊の生活利便性の高い住宅都市として発展してきました。近年、心の豊かさや精神的なゆとりが一層重視されるようになり、都市空間についてもうるおいやゆとりのある魅力的な景観づくりが求められるようになっていきます。また、これからは、まちの個性や特性を生かしながら、魅力的な景観づくりを進め、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。景観づくりを進めるには、そのビジョンを明確にし、様々な施策を景観の観点から総合的・計画的に展開していく必要があります。市民や事業者にお

いても美しい景観づくりを意識し、日々の取組や活動の中で、その実現に努めることが求められます。

本ビジョンは、本市における景観づくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民・事業者と市の協働による景観づくり活動の指針とすることを目的に景観づくりのマスタープラン的な位置付けで策定するものです。

なお、本ビジョンは景観行政の総合的な指針となるものであり、「第3次新座市基本構想総合振興計画」に即し、「新座市都市計画マスタープラン」及び「埼玉県景観アクションプラン」との整合、「観光都市にいざビジョン」等との連携を図りながら策定します。

3-4 ビジョンの位置付け



※ 上位計画等における景観の位置付けは、資料編（47ページ）を参照

3-5 ビジョンの見直し

今後の社会経済情勢の変化に応じ、必要な見直しを行う。

3-6 ビジョンの構成

新座市景観づくりビジョンは、景観づくりの「基本事項の整理」、市域全体を対象とする「全体計画」、地域ごとの「ゾーン別の計画」、これらを推進し、実現するための考え方などを示した「実現化方策」で構成しています。

【景観づくりの基本事項の整理】

第1章 新座市の景観特性と課題

景観づくりの手がかりとなる基本要素の成り立ちや特性をまとめ、これらを踏まえて、これまでの問題と今後の課題などを明らかにします。



【全体計画】

第2章 景観づくりの基本理念と目標

景観づくりを進めるための基本理念と基本目標を定めます。



第3章 景観づくりの基本方針

骨格となる景観要素の位置付けと基本方針を定めます。

(要素別の景観づくりの基本方針)

景観を構成する要素別に景観づくりの方針を定めます。

- 1 自然景観
- 2 歴史と文化の景観
- 3 まちなみ景観

【ゾーン別の計画】

第4章 地域の特性を生かした景観づくり

市内を6つのゾーンに区分し、地域ごとの景観づくりの進め方を定めます。

- 1 住宅市街地ゾーン
- 2 平林寺・野火止用水周辺ゾーン
- 3 駅前商業地ゾーン
- 4 幹線道路沿道ゾーン
- 5 農地・緑地と住宅地ゾーン
- 6 河川沿いゾーン

【実現化方策】

第5章 景観づくりを推進するために

景観づくりの推進に向けた様々な具体的な取組や方策を定めます。